



箕面市公営企業告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、萱野汚水中継ポンプ場運転管理及び機械・電気点検保守業務委託に係る条件付一般競争入札（以下「競争入札」という。）及び入札の手続等について次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項の規定により告示します。

令和2年1月17日

箕面市公営企業管理者 柏本貴



1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

萱野汚水中継ポンプ場運転管理及び機械・電気点検保守業務委託

(2) 委託業務の契約期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（長期継続契約）

(3) 業務内容

別紙設計書及び委託仕様書のとおり

(4) 入札方式

条件付一般競争入札

(5) 履行場所

萱野汚水中継ポンプ場（箕面市稻二丁目12番5号地内）

(6) 予定価格

予定価格は総額で定め、206,420,617円とする。（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。）

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。

(8) 箕面市上下水道局契約規程（平成25年箕面市公営企業管理規程第8号）により、その例によることとされた箕面市契約規則（昭和55年箕面市規則第40号。以下「規則」という。）その他本市の条例、規則等の規定を遵守し、仕様書等を承知の上、入札すること。

(9) 本入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札に関し、いかなる協議、協定、談合をしないこと。

2 入札参加資格

入札者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き2年以上その営業を行っていること。
- (4) 法人税、所得税、事業税、市税及び消費税を納付していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (7) 本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (8) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (9) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。
- (10) 受託者は、下記内容を網羅していなければならない。
 - ア 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を受けていること。
 - イ ISO9001及びISO14001の認証取得を受けていること。
 - ウ 大阪府内に登記済みの本・支店を有していること。
 - エ 発注者が国又は地方自治体で、本業務と同種かつ同規模以上の業務を平成20年4月1日以後に発注者から直接受託した実績があること。

また、契約期間が3年以上であり、本告示日までに契約期間が通算で5年以上経過していること又は契約期間の5年以上を誠実に履行していること。(要証明)

(11) ポンプ場に従事する条件は下記のとおりとする。

ア 入札者が従事者すべてを1年以上直接雇用していること。

イ 総括責任者として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)の午前8時45分から午後5時15分までの間、専属かつ常駐で配置すること。

ウ 総括責任者とは、総括責任者として1年以上又は副総括責任者として3年以上の実務経験を有し、下水道第3種技術検定合格者又は、下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者であること。

エ 総括責任者が体調不良等により常駐できないときは、同じ条件を満たす者を代わりに常駐で配置できること。なお、総括責任者の変更は、退職及び重度・長期の体調不良等を除き原則として認めない。

オ 従事者は、下記のいずれかの資格をするものでなければならない。(従事者がいずれかの資格をもち、従事者全員ですべての資格を確保できること)

- ・消防法(昭和23年法律第186号)に基づく乙種第4類危険物取扱者免状を有する者
- ・酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- ・玉掛け作業主任者技能講習修了者
- ・普通自動車運転免許(2名以上)

3 入札参加資格の確認

(1) 申請書等の提出

入札者は、以下のとおり申請書等を提出し、入札の参加資格についての確認を受けなければならない。

ア 提出期限

令和2年1月31日(金)(必着)

イ 提出場所

〒562-0003

箕面市西小路三丁目1番8号

箕面市上下水道局経営企画室

(箕面市上下水道局庁舎2階 TEL: 072-724-6755)

ウ 提出方法

持参または書留郵便（提出期限必着）により提出すること。

エ 提出書類

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）

(イ) 競争入札参加資格の確認に必要な資料

「競争入札参加資格の確認に必要な資料一覧」チェックシート（様式第2号）に記載している資料のとおりとし、その順番どおりに並べて紙ファイルに閉じるなど散逸しない方法で編纂し、紙ファイルの表に社名及び件名「萱野汚水中継ポンプ場運転管理及び機械・電気点検保守業務委託資格確認資料」と記すこと。

オ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること

カ 提出された申請書等は返却しない

キ 提出期限後は、提出された申請書等の差替え又は再提出は認めない

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日現在をもって行うものとする。

イ 入札参加資格の確認結果は、競争入札参加資格確認通知書により、申請者宛電子メールにて通知する。

ウ 入札参加資格がないと通知された者は、令和2年2月6日（木）までに、書面により無資格理由について説明を求めることができる。

4 質問書に関する事項

(1) 入札者は告示、入札要項、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式第7号）に必要事項を記入の上、メール又はFAXで送信すること。また、質問がない場合も「質問なし」として送信すること。

(2) 質問書の提出期限

令和2年2月10日（月）午後5時まで（必着）

(3) 送信先

ア 宛先担当部署 箕面市上下水道局下水道室

イ メールアドレス gesui@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「萱野汚水中継ポンプ場運転管理及び機械・電気点検保守業務委託質問書（事業者名）」とする。

ウ FAX 072-722-7413

(4) 入札参加資格がある者の質問及び回答は、市ホームページに隨時掲載する。また、質問がなかった場合は、「質問なし」としてホームページに掲載

する。

5 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）

入札書（様式第1号）

- (2) 入札書等の提出場所

箕面市上下水道局庁舎2階 上下水道局経営企画室

- (3) 入札書等の提出日時

令和2年2月21日（金）午前9時から午後5時まで

- (4) 入札書等の提出方法

入札書は、「入札書」（様式第1号）に入札価格（消費税等を除く。）を総額で記載し、記名・押印のうえ、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「萱野汚水中継ポンプ場運転管理及び機械・電気点検保守業務委託」と朱書きして、1部提出すること。

- (5) 入札者は、見積もった契約希望金額の消費税等相当額を減じた金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札者が代理人をして入札する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。

- (7) 入札書等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

- (8) 入札者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (9) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

6 入札書の開札場所・日時等

- (1) 入札書の開札場所

箕面市上下水道局庁舎2階 上下水道局特別会議室

- (2) 入札書の開札日時

令和2年2月21日（金）午後5時

- (3) 入札者立ち会いのもと開札を行う。

- (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

7 入札の無効

以下に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札
- (4) 入札価格を改ざん又は訂正した入札
- (5) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (6) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 指定の日時までに提出せず、又は到達しなかった入札
- (9) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (10) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (11) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- (12) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (13) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (14) 申請書等に虚偽の記載をした者による入札
- (15) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該書類を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内において、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- (3) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除する。ただし、落札者が正当な理由なく本契約を締結しない場合は、違約金として落札価格の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならないほか、競争入札の参加対象等について制限を受けることがある。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、履行保証保険証券または公共工事履行保証証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

10 契約書に関する事項

契約書は箕面市上下水道局の指定する様式とする。

落札者は、契約書の送付を受けた時は、必要に応じて印紙を貼付し、記名押印の上、送付を受けた日から 7 日以内に上下水道局経営企画室契約担当まで契約書を提出すること。

11 長期継続契約

本入札は、箕面市長期継続契約に関する条例(平成 21 年箕面市条例第 44 号)に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約期間は 5 年とするが、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

12 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

13 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札結果については、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項を示す場所

〒562-0003

箕面市西小路三丁目 1 番 8 号

箕面市上下水道局経営企画室

(箕面市上下水道局庁舎 2 階 TEL : 072-724-6755)